

## 町田市芹ヶ谷公園再整備基本計画懇談会設置要綱

### 第1 設置

芹ヶ谷公園の再整備に関する基本計画の策定に資するため、町田市芹ヶ谷公園再整備基本計画懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

### 第2 役割

懇談会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 芹ヶ谷公園の芸術の杜<sup>もり</sup>としてのあり方に関する事。
- (2) 芹ヶ谷公園の中心市街地における役割に関する事。
- (3) 芹ヶ谷公園に来園する者に係る交通の利便性に関する事。
- (4) 災害が発生した場合における芹ヶ谷公園の活用に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### 第3 組織

- 1 懇談会は、委員8人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者 3人以内
  - (2) 町田市町内会・自治会連合会の代表 4人以内
  - (3) 観光の分野に知見を有する者 1人

### 第4 委員の任期

委員の任期は、懇談会が第2の規定による報告をしたときまでとする。

### 第5 会長

- 1 懇談会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### 第6 会議

- 1 懇談会は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の者の出席を求めることができる。

#### 第7 庶務

懇談会の庶務は、都市づくり部公園緑地課において処理する。

#### 第8 委任

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、2015年1月1日から施行する。
- 2 この要綱は、2015年12月31日限り、その効力を失う。